第1章 計画の位置づけ

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、出生数の減少傾向が続き、少子化が急激に進行する中、次世代育成支援対策推進法¹などに基づき様々な取組を実施してきました。しかしながら、平成24年(2012年)の全国の出生数は103.7万人(対前年比1.3万人減)、合計特殊出生率²は1.41となっており、微増傾向にはあるものの、なお低い水準となっております。

本市では、平成 17 年度に酒田市子育て支援行動計画を策定し、子育て中の家庭の不安感や負担感の解消を図るとともに、子どもを産み育てやすいまちの実現に向けて取組を進めてきました。その結果、子育てに不安感や負担感を持つ方の割合は、平成 22 年のアンケート調査に比べて減少 (39%→37%) したものの、市の子育て支援策に関する満足度については、全体的には満足と答えた方が多いものの、保護者のニーズの多様化や期待するレベルの高まり等により、事業の拡充と満足度の伸びが合致しない面もありました。また、本市の出生数についても、平成 25 年には 733 人となり 700 人台に回復したものの、平成 2 6 年には再び 700 人を割る水準となっており、減少傾向にあります。

こうした課題に対し、子どもを産み育てやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援するための新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、国は 平成 24 年 (2012 年) 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法 3 」を整備しました。

新たな子ども・子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定義務化と、「次世代育成支援対策推進法」の平成37年3月31日までの延長を踏まえ、酒田市では、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、本市のすべての子どもの育ちを保障し、子育て中の保護者を支援していくため、「酒田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

^{1.「}次世代育成支援対策推進法」: 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法。平成 15 年法律第 120 号。平成 17 年度から 10 年間の時限立法でしたが、平成 37 年 3 月 31 日まで期間が延長されるとともに、市町村行動計画の策定が努力義務化されました。

^{2. 「}合計特殊出生率」: 一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数を表します。

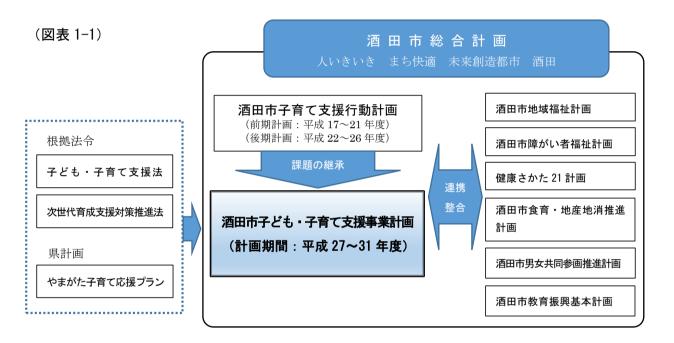
^{3.「}子ども・子育て関連3法」:「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号。通称:認定こども園法の一部改正法)、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)の3法のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市で生活するすべての子どもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育や保育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための施策として位置づけます。

本計画は、酒田市の子育て施策の総合的な計画として策定するものであり、国の「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」に位置づけるものです。

本計画は、「酒田市総合計画」を上位計画とし、「酒田市地域福祉計画」「酒田市障がい者福祉計画」「酒田市男女共同参画推進計画」「酒田市教育振興基本計画」などの保健、福祉、教育関係計画や、県や国の関係諸計画との連携・整合性を図りながら推進することとします。



3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間とします。

また、「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目途に計画の見直しを行うものとします。

(図表 1-2)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
酒田市子育て支援行動計画(後期計画)									
				λ.					
			調査	計画策定	酒田市子ども・子育て支援事業計画				
			V	<i>V</i> .					

4 計画の対象

本計画は、概ね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭及び本計画の施策に関係する事業者や 地域等すべての主体を対象とします。

5 計画策定方法

(1)ニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、後期行動計画の進捗状況を評価するため、就学前児童(0~5歳)の保護者、就学児童(6~11歳)の保護者、高校生を対象として、「酒田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を実施しました。

① 調査対象

ア 就学前児童の保護者

- (A) 市内の保育園・幼稚園・認定子ども園等の施設に入所 している就学前児童(0~6歳)の全世帯
 - (B) 上記の施設に入所していない家庭から抽出 (815 世帯/1,256 世帯(約65%抽出)
- イ 就学児童の保護者 小学1~6年生の全世帯
- ウ 高校生 酒田光陵高等学校及び酒田西高等学校(両校ともに普通科3学年全生徒)
- ② 調査時期 平成25年9月13日~12月13日
- ③ 調査方法 (B)のみ郵送による配布回収、その他は幼稚園、保育園、学校などを経 由して配布回収
- ④ 配布及び回収状況

(図表 1-3)

調査票種別		配布部数	回収部数	回収率	前回調查回収率	
ア	就学前児童調査票	3, 729	2, 575	69. 1%	75.6%	
イ	就学児童調査票	4, 262	3, 631	85.2%	83. 7%	
ウ	高校生調査票	350	350	100.0%	95.0%	
	合 計	8, 341	6, 556	78.6%	80.4%	

※前回調査回収率は、ア、イは平成20年度調査、ウは平成22年度調査の数字。

(2) 酒田市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、子育て中の家庭や子育て支援に関する当事者等の意見を反映するため、子育て中の保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する当事者、学識経験者等、計20名で構成する「酒田市子ども・子育て会議」を設置し、子育て支援行動計画(後期計画)の評価と子ども・子育て支援事業計画の内容について審議しました。

平成 25 年 11 月から平成 27 年 2 月までに計 8 回開催し、各委員からは毎回、それぞれの立場、経験などに基づいてご意見をいただきました。

^{4.「}酒田市子ども・子育て会議」: 118 ページに名簿を掲載しています。